

賛否など態度決定に至った理由・討論

| | |
|-------------------|--|
| 令和 5 年 3 月定例会 | |
| 議案番号 議案名 | 議案第93号 松戸市介護保険事務等委託業務事業者選考委員会条例の制定について |
| 議員名・会派名等 | 政策実現フォーラム・社民 |
| 賛否態度 | 反対 |
| 賛否など態度決定に至った理由や討論 | <p>この議案は、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援に係る申請件数の増加の中で、介護保険課の業務負担の増加が見込まれること。介護保険課では正規職員以外に会計年度任用職員、委託先職員含め約 100 名が在籍し、3 か所に分散しての執務という状況の中で、十分な管理等が困難な環境にあること。そのため、増加していく申請件数に耐え得るよう、現在の委託業務内容の拡充を図るためその事業者選考委員会の条例制定という提案です。</p> <p>私たちは社会的に非正規雇用の拡大、格差の拡大が問題になっている中で、基本的には業務委託をこれ以上拡大することには反対という立場で、この委託業務事業者選考委員会条例の制定に反対の討論を行いました。</p> <p>この前提となる介護保険課業務委託がなぜ必要なのかという説明をいただき、介護申請者数の増加で、電話対応や相談に追われ、限られた人員やスペースの中でのやりくり等々、大変な状況で業務にあたっていることはよくわかりました。</p> <p>介護認定の調査から、認定審査会にかける前段までの業務、介護保険の定型業務を可能な限り委託し、介護保険課本来の業務に専念したいというようなお話もあり、正直少々疑問を感じております。</p> <p>限られた人的資源で対応できる体制を考えざるを得ないというところなのでしょうが、介護認定の審査結果が出るまでに本来なら 30 日のところ、35 日あまりの時間がかかっていることも明らかになっています。</p> <p>高齢化が進めば当然ながら介護保険利用者も増加をするわけですから、それを人員増なしで対応させるほうが無理な話ではないでしょうか。もちろん会計年度任用職員の増員や部分的委託で努力されていることはわかりますが、業務委託を拡大するということには</p> |

私たちは反対です。

今後予定の委託業務も行政のなすべき本来の業務のはずです。委託の前に人事面において、業務量に応じた職員定数の見直しを計画的に行うことが必要であると考えます。予算審査の中で、この12年間で基準財政需要額が1.25倍に増えており、市の業務負担も増えていると思われます。この業務負担増に対して、松戸市は正規職員を増やすのではなく、非正規雇用の増員で対応してきたことが明らかになりました。

とりわけ非正規や会計年度任用職員の多くを女性が占めていることも、大きな問題です。予算上厳しい面があるとしても、これ以上非正規雇用で働かざるを得ない人を増やすことは、会派として反対であり、業務量に応じて正規職員の増員とそのスペースの拡張がきちんと対応されるよう、私たち会派としても強く求めます。

また、現状で業務委託をしている事業者の働き手の労働環境はいかがでしょうか。市の職員と同様の業務をこなしていても、委託業者の皆さんの労働条件は市職員同等の扱いが行われているのでしょうか。松戸市が「公契約条例」を実現して、業務委託を進めるのならまだしも、現状では委託事業者の雇用条件にまで立ち入れないとの姿勢です。安易な業務委託は企業の利益拡大にはつながるでしょうが、非正規雇用の拡大を招き、ひいては格差社会がさらに広がる懸念があります。私たちは基本的に非正規で働く方々をこれ以上拡大してはならないと考えています。市役所内あちこちに、委託の方々が働いていらっしゃるようですが、もし松戸市民が正規職員となっていれば、松戸市の納税者が増え、確実な税収増につながるはずです。

またこの業務はとりわけ本人はもちろん、家族環境など、多くの個人情報扱うため、情報漏洩の不安、施設入所などサービス利用にあたって恣意的な認定が行われるのではといった不安も生じています。これらへの対応について執行部からは当然ながら、研修体制や外部記憶装置への書き出し禁止など物理的対策等々対応をされるとのことですが、不安はぬぐいきれません。

以上により、介護保険事務等委託にかかわる本議案に反対の討論といたします。